

岡財第403号
令和2年10月2日

各局区室長
各事務局長
教 育 長
(主管課扱い) 様

財 政 局 長

令和3年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、岡山市予算規則第6条の規定に基づき、別添予算編成方針により令和3年度予算を編成するので通達する。

令和3年度予算編成方針

1 財政の現状と見通し

本市では、財政の健全性、透明性に配慮しつつ、第六次総合計画の目標実現に向けて、「住みやすさ」「力強さ」「安全・安心」の3つの視点を大切にしながら、岡山市固有の強みや特性を最大限に活かしたまちづくりを進めているところである。

令和2年度は、第六次総合計画長期構想に基づく都市づくりの方向性を示す前期中期計画の最終年度にあたり、「街を楽しむ」「子育て・教育」「Positive Health Okayama」「災害に強いまちづくり」「産業・地域の振興」「SDGsの推進」などの重点分野に全力で取り組むほか、市政の各般にわたるさまざまな政策課題について総合的に施策を展開しているところであり、今後もこうした取組による市の持続的な成長と発展を財政面で支えていく必要がある。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、本年度は補正予算において国の地方創生臨時交付金に加えて財政調整基金や決算剰余金など活用できる財源を駆使して、感染拡大防止や保健医療体制の強化、市民生活や経済活動の支援などの施策を講じているところである。また、企業収益の減少や消費活動の落ち込みから、当初予算に対する市税収入等も厳しい見通しとなっている。

令和3年度においても、社会保障関係費の増加に加え、引き続き感染症対策や新しい生活様式への対応が必要になるとともに、市税収入の減収も避けられない見込みであり、今後の感染の動向によっては更なる収支の悪化も想定されるなど歳入・歳出両面において先行きは不透明である。

2 予算編成の基本的な考え方

このような厳しい状況下において、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への適切な対応と第六次総合計画の目標実現のために真に必要な事業の実施の両立を図りながら、将来世代に負担を先送りしないよう財政規律を守りつつ、予算を編成するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

コロナ禍における市民生活や地域経済の状況を踏まえ、感染拡大防止を基本としながら、まちの存続に欠かせない社会経済活動との両立を図るべく、必要な対

策を講じていくとともに、ポストコロナ時代を見据えた東京一極集中の是正や安全・安心で包摂的な社会を実現する施策を講じる。

(2) 真に必要な事業を実施するための不断の見直し

厳しい状況を踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に配分し、各分野の重点施策を着実に実施するために、各局区室においては、経常経費の無駄や非効率を取り除くとともに、全ての事業について目的・効果を改めて検証し、徹底した見直しにより廃止や再編を行うなどの効率化・適正化に取り組むものとする。また、既存の計画等に捉われることなく、事業の優先度も再度検討し、事業の中止や延期も含めた大胆な見直しを行うものとする。

全ての新規及び拡充事業は、スクラップアンドビルドを基本とし、また、既存の事業も含めて、事業の終期又は見直し時期の設定を考慮するものとする。

さらに、今後の人口減少に対して市民サービスを安定的に確保していくために、幅広い分野における民間活力の導入、急速に技術革新が進んでいるICTや各種データを活用した業務改革を進めるとともに、働き方改革を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの実現にも配慮した作業の効率化なども積極的に進める。

(3) 基金と市債の管理

財政調整のための基金及び借入金である市債の発行については、引き続き持続可能な財政運営を図っていくために、適切に管理を行う。

3 予算要求の基準

令和3年度予算要求に向けては、各種計画に位置付けられた重点事業など優先度、緊急性が高い施策を推進するため、各局区室において主体的かつ積極的な経常経費の見直しや事業選択等の創意工夫に取り組む必要があることから、義務的経費等（別紙）を除く経費について、対前年度比97%（単独扶助費、維持補修費、貸付金は100%）のシーリングを設定する。

新型コロナウイルス感染症への対応にかかる経費については、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、必要な施策を進める観点から、別途要求を認める。

4 その他の事項

国の予算編成は、市の予算編成に大きな影響を及ぼすとともに、事業内容を大幅に見直さざるを得ない場合もあることから、各局区室において、経済対策等の補正

予算を含め、国の動向を十分に把握し、機動的に対応できるよう準備されたい。

市議会や定期監査等の指摘事項については、各局区室において十分検討した上で、予算要求に反映させるよう必要な措置を講ずることとされたい。

財政の透明性を向上させ、市政に対する関心をより一層高めるため、令和3年度当初予算においても、引き続き予算編成過程の「見える化」を実施する。

各局区室においては、この予算編成方針の下、各施策の展開にあたり常に全庁的な視点を踏まえて取り組むこととし、緊急性、必要性、優先度等により事業の重点化を図るとともに、都市経営的な視点に立ち、自ら徹底的に無駄を排除、そぎ落とした上で、真に必要な事業を厳選して要求されたい。

[別紙]

義務的経費等

- 1 人件費（全庁一括要求分）
- 2 扶助費（法定義務分のみ）
- 3 積立金
- 4 公債費
- 5 予備費
- 6 その他特に認める事業